

# 国民健康保険・健康保険（社会保険）の適用について

## ◆ 健康保険強制適用事業所（株式会社、有限会社など）に勤務する方へ

健康保険強制適用事業所に勤務される方は、「適用除外」に該当する場合を除いて、本人の意思や年齢・国籍・性別・賃金などに関係なく健康保険の被保険者となるため、国民健康保険に加入することはできません。これは、試用期間中であっても同じです。

次ページの健康保険適用除外条件に該当する場合、又はアルバイトやパート等でご自身の勤務形態が不明な場合は、「確認書」を事業所で記入してもらいお持ちください。確認書の記載内容に基づいて、国民健康保険加入の適否について審査いたします。

この書面をあなたの事業所の責任者の方にお渡しください。

## ◇ 事業所の責任者の方へ

この度、貴事業所に勤務される方から国民健康保険加入の届出をいただきましたが、貴事業所は健康保険の強制適用事業所であると考えられ、健康保険が適用されると思われるため、この書面をお渡ししました。

もし、対象の方が健康保険の適用を受けない場合は、その状況を確認いたしますので「確認書」の記入をお願いいたします。その上で、国民健康保険への加入の適否について審査いたします。

なお、健康保険の強制適用事業所については、次ページの「健康保険・厚生年金保険の適用について」をご覧ください。

事業所として加入の手続をまだ行っていない場合は、事業所の所在地を管轄する年金事務所にて、健康保険の適用について届出又は相談を行ってください。相談の結果、健康保険の適用を受けない場合には、国民健康保険に加入していただくことになります。この相談をした場合には、事務処理のために年金事務所担当者の氏名を控えておいてください。

新宿区 医療保険年金課 国保資格係  
電話 03 (5273) 4146

## 健康保険・厚生年金保険の適用について

健康保険・厚生年金保険は、法人の事業所や工場等で働く方が加入する制度です。

健康保険は、加入者やその家族の人が病気やけがをしたとき、出産したとき、亡くなったときに必要な医療給付や給付金を支給します。また、厚生年金保険は、加入者が高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに年金や一時金を支給し、それぞれ生活の安定を図ることを目的とした制度です。

健康保険・厚生年金保険では、事業所を単位として加入することになっていますが、加入が義務づけられている事業所（強制適用事業所）と、加入は義務づけられておらず、従業員の2分の1以上の同意をもとに任意に加入できる事業所（任意適用事業所）があります。法人の場合、代表者1人でも強制適用事業所となります。個人事業主は加入できません。

業種等 従業員数	法人の事業所 (株式会社、有限会社、合 同会社、宗教法人など)	個人経営の事業所	
		製造業、土木建築業、運送業 、清掃業、医療保健業など	農林水産業、理容・美容 業、飲食業、法務など
5人以上	○	○	△
5人未満	○	△	△

※○強制適用事業所      △任意適用事業所

適用事業所に常時使用される人は、強制加入被保険者になります。

なお、国民健康保険組合の被保険者は、厚生年金保険は適用されますが、健康保険は適用除外となります。

また、次に掲げる人は健康保険・厚生年金保険の被保険者となりません。

### 【健康保険適用除外条件】

- ① 日々雇い入れられる者（1か月を超えて使用するに至ったときは被保険者になる。）
- ② 2か月以内の期間雇用者（所定の期間を満了してなお雇用されたときは、超えた日から被保険者となる。）
- ③ 4か月以内の季節的業務に雇用される者
- ④ 6か月以内の臨時的業務に雇用される者
- ⑤ 所在地の一定しない事業所に雇用される者
- ⑥ 短時間労働者（1週間の勤務時間及び1か月の勤務日数が、その事業所の正規の従業員の4分の3以上の場合は、被保険者となる。）

平成28年10月より、短時間労働者であっても、次の(1)～(5)をすべて満たす場合は、健康保険の被保険者となります。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- (2) 雇用期間が継続して1年以上見込まれること。
- (3) 月額賃金が8.8万円以上であること。
- (4) 学生ではないこと。
- (5) 常時500人を超える被保険者を使用する企業（特定適用事業所）に勤めていること。

健康保険・厚生年金保険の加入手続につきましては、事業所単位で、事業所所在地を管轄する年金事務所において行うこととなります。

詳しい内容につきましては、お近くの年金事務所にお問い合わせください。